

総合評価制度説明会 QA

更新した内容は赤字で記載してあります。

R2.12.24更新

カテゴリー	問い合わせ内容	回答
評価項目算定資料に関する こと	「評価基準日の属する年度の前〇〇年度及び評価基準日の属する年度の評価基準日まで」とは令和2年度の場合「評価基準日の属する年度の前〇〇年度+令和2年の評価項目算定資料の提出日まで」ということか。	そのとおりです。
総合評価制度に関する こと	総合評価落札方式（簡易型Ⅲ型・Ⅱ型・Ⅰ型）は金額などの条件を満たしているすべての工事を対象に適用されるのか。	総合評価落札方式の対象工事は、説明会資料に記載のとおり3,000万円以上の一般競争入札とする10工種となります。 なお、簡易Ⅲ型（3,000万円以上5,000万円未満）の工事については一部工事から段階的に試行していきます。
総合評価制度に関する こと	一般競争入札および総合評価落札方式の執行基準について、「工事設計金額が3,000万円以上に段階的に拡大」とある「段階的に」とは、どのような段階を経て見直し後の制度に移行するのか。	今年度は、拡大となる価格帯(3,000万円以上5,000万円未満)において、各発注機関ごとに数件程度の工事で一般競争及び総合評価を適用します。令和3年度以降は試行結果を踏まえ、順次発注件数を増やしていく予定です。
総合評価制度に関する こと	見直し後は全ての工種で統一の評価項目・配点となるが、工種によっては該当しない項目もあると思われる。電気・管工事ではどのような評価項目及び配点となるか。	一部の専門的工事(橋梁上部工工事)を除き、全ての工種で同一の評価項目及び配点となります。 詳細は説明会資料2.総合評価落札方式 価格以外の評価点評価基準を参照願います。
①工事成績評定	工事成績評定点の平均点は土木工事、とび・土工、管工事などその該当する工種によっての前年5ヶ年度の平均点で評価されるのか。	そのとおりです。 発注する工種の基準日の属する年度の前5ヶ年度の平均点で評価されます。
①工事成績評定	工事成績評定での配点3点について、評価基準76点～80点に対する配点の内訳はどのようになるか。	配点は以下のとおりです。 76点以上78点未満 1点 78点以上80点未満 2点 80点以上 3点
①工事成績評定	電気工事及び管工事の工事成績評定（配点3点）の配点はどうか。	配点は以下のとおりです。 76点以上78点未満 1点 78点以上80点未満 2点 80点以上 3点
②企業の施工実績	企業の施工実績評価の中間点について、説明会資料には道路改良工事の例があるが、他の工種での中間点の設定はどのような条件になるか。 また、資料提出段階で中間点を獲得しているかどうかという確認は出来るか。	中間点の評価基準については工事毎に異なります。詳細は入札公告に記載されますので個別工事毎に確認してください。 中間点加点の有無は、評価項目算定資料として提出するコリンズに記載の工事内容で判断してください。
②企業の施工実績	・電気・管工事における同種類似工事の実績として評価される工事について見直し後はどのような内容となるか。 (現行：○階建以上の建築物工事で、鉄骨・鉄筋造等の新営の建築一式工事等) また評価条件については見直し後はどのような内容となるか (現行：延べ面積、構造のみ)	同種類似工事の実績については、工事毎に異なります。詳細は入札公告に記載されますので、個別工事毎に確認してください。
②企業の施工実績	企業の施工実績において、「国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社又は市町村発注の～」とあるが、国、特殊法人等、都道府県出資公社はどういった機関を指すのか教えてほしい。 ちなみに、①市町で構成する「〇〇広域行政事務組合」、②「日本郵政公社（民営化前の実績）」、③「国立大学法人〇〇大学」の実績があるが、評価対象となるのか判断を伺いたい。	「国」については「国家行政組織法」等の各法令に基づき判断しており、「特殊法人等」は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」第1条に示す法人としています。栃木県の出資公社の例としては栃木県道路公社や栃木県住宅供給公社があります。 判断に迷う場合は事前にご相談ください。 なお、問い合わせの3例の回答は以下の通りです。 ①「〇〇広域行政事務組合」⇒対象となります。 (地方自治法第284条に規定する地方公共団体の組合であり、市町で構成しているのであれば、市町として扱います) ②「日本郵政公社（民営化前）」⇒対象となります。 (平成19年に民営化されるまでは「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」第1条で規定されていたため。民営化後は対象外です) ③「国立大学法人〇〇大学」⇒対象となりません。 (平成15年制定の「国立大学法人法」により国立大学法人となり、同法で設立された法人の中に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」第1条に規定されている法人はいないため)
③優良工事受賞実績	優良工事受賞実績について、電気・管工事は土木工事に比べて対象件数が少ないと思われるが、評価対象となるか	優良工事受賞実績については標準型、簡易Ⅰ型、Ⅱ型で評価項目となっており、全ての工種で評価対象となります。
③優良工事受賞実績	評価基準が書かれていますが、「知事表彰・知事奨励章受賞」ではなくとも、それに代わる表彰、例えば「関東地方整備局の局長表彰（優良工事表彰）」なども2点の対象となるのか。	関東地方整備局長優良工事表彰も知事表彰とみなして評価します。 その他、国土交通省等が行う各優良工事表彰についても評価の対象となるものがありますので詳細は下記栃木県監理課ホームページで公表する「総合評価点算定基準」を参照してください。 http://www.pref.tochigi.lg.jp/h01/pref/nyuusatsu/koukyou/syokitei.html

⑤安全衛生活動実績	栃木県に支店も営業所もないが、評価対象となる安全衛生講習会には参加することは可能か。可能であれば、どのように参加すればよいか。	安全衛生の講習会については、営業所等の有無を問わず参加することができます。詳細は建設業労働災害防止協会栃木県支部のホームページ等でご確認ください。 ただし、安全衛生活動等実績証明書の発行については、建設業労働災害防止協会栃木県支部に加入している方が対象となっています。
⑥工事無事故実績	工事無事故の実績で、JV工事で書面による注意を措置された場合、その他構成員まで対象となるか	そのとおりです。
⑥工事無事故実績	工事無事故の実績は、例えば県からは何も受けていないが宇都宮市から書面での注意を受けた場合はどうなるのか。	県からの指名停止や書面での警告・注意を受けていないことを評価するので、県から何も受けていないのならば評価されます。
⑦登録基幹技能者の配置	登録基幹技能者の配置で、配置予定の登録基幹技能者と、配置予定技術者が同一でも評価されるか	配置予定の登録基幹技能者は、配置予定技術者（主任技術者・監理技術者）や現場代理人とは別の者でないと評価されません。
⑦登録基幹技能者の配置	登録基幹技能者配置資料に1種類の工種に複数名を記載してもよいか。可の場合、記載した複数名のうち1名を配置すれば配置実績となるか	そのとおりです。
⑦登録基幹技能者の配置	登録基幹技能者の配置について、工種ごとの対象基幹技能者の具体例をお教え下さい。 また、多少工種が違った場合配点の対象とならないこともあるのでしょうか？	登録基幹技能者の配置は工種毎に特定の対象技能者が定められているものではありません。工事の作業内容に応じ、適切な職種の技能者を選定してください。 登録基幹技能者の配置結果については工事完了前に提出する様式第10-17号で評価します。評価項目算定資料提出時に記載した工種と異なっても評価対象となりますが、この場合、登録基幹技能者の資格を有することを確認できる資料を提出してください。詳細は説明会資料3.評価項目算定資料提出にあたっての留意点P13を参照してください。
⑦登録基幹技能者の配置	評価対象は1種類1人でよいか。複数工種、複数人員を登録した場合は登録全ての工種について評価されるのか。	登録基幹技能者は1工種1人以上の配置があれば評価されます。複数工種、複数人員を配置しても評価点は変わりません。 なお、評価項目算定資料提出時に記載した工種と実際の配置が異なっても評価対象となりますが、この場合、登録基幹技能者の資格を有することを確認できる資料を配置実績報告書提出時に提出してください。
⑦登録基幹技能者の配置	登録基幹技能者の配置で、当初提出した様式第10-6号登録基幹技能者配置資料に記載した技術者を、実際の工事では変更したい場合、その旨を報告する様式があるか。 ない場合、どのように対応したらよいか。	様式第10-6号で報告した登録基幹技能者を変更することを届け出る様式はありません。 ただし、登録基幹技能者が現場に従事していることを監督員が確認する必要があるため、落札後、監督員へ変更する旨を申し出て、実際に従事する登録基幹技能者を報告してください。 工事完成までに様式第10-17号登録基幹技能者配置実績報告書を提出しますが、その際には、変更後の登録基幹技能者の講習終了証等を併せて提出してください。
⑦登録基幹技能者の配置	今年、登録基幹技能者講習の有効期限が切れる（令和2年7月31日まで）ことから講習を受けようとしているが、コロナの影響でまだ受けられていない。 その場合は登録基幹技能者として配置できないのか。	以下の基準に該当すれば、配置できます。 令和2年9月30日付け国不建調第70号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた登録基幹技能者講習の講習修了証有効期限の取扱い等について」の趣旨を踏まえ、配置する登録基幹技能者については、令和2年3月6日から令和2年12月31日までの間に講習修了証の有効期限を迎える場合、令和2年12月31日までの間は有効期限を経過していないものとして取り扱います。
⑧配置予定技術者の工事経験	工事期間の過半に従事し、完成登録時に配置していた場合は当初からの配置でなくても評価されるか。 また、2階建ての場合、従事期間が、一部2階又は過半2階の場合工事内容の基準はどのようになるか。	配置予定技術者は、やむを得ない事由を除き同種類似工事の契約工期全般にわたって従事していることを原則とします。
⑨配置予定技術者の工事成績評定	配置予定技術者の工事成績について、現場代理人は評価対象となるか	現場代理人の実績は評価対象外です。
⑩配置予定技術者の継続教育（CPD）	配置予定技術者のCPD実績の評価期間について、資料中で「評価基準日前1ヶ年度」と「評価基準日の属する年度の前年度1年間」の2つの記載があるがどちらが正しいか	説明会資料3.評価項目算定資料提出にあたっての留意点P15のとおり、「評価基準日の属する年度の前年度(1年間)」が正しい。
⑩配置予定技術者の継続教育（CPD）	(一社)全国土木施工管理技士会連合会ではR1.11月から土木以外の資格も選択できるが、電気・管工事は評価対象項目となるか。	連合会の発行する学習履歴証明書により必要単位数の取得が確認できれば、電気・管工事施工管理技士の資格取得者も評価されます。
⑪地域内拠点	P C橋上部工工事の場合、標準型、簡易Ⅰ型及びⅡ型の配点2点の内訳はどのようになるか。	本店、支店、営業所又は橋梁桁を製作できる工場の所在地により2点又は0点の配点となります。 2点配点の条件は入札公告に記載されますので、個別工事毎に確認してください。

⑫地域の守り手実績	橋梁上部工事における地域守り手実績の加点条件についてご教示願いたい（栃木県に支店・営業所を持たない場合）	地域の守り手実績の加点は2点 橋梁上部工事の場合、橋梁補修・補強工事の実績により1点が加点され、さらに、災害時の応急対策業務の実施に関する協定締結の有無により1点の加点となります。 協定締結について、栃木県建設産業連合会加入団体以外の方は栃木県と個別に締結する覚書の有無により評価となる。覚書の見本については説明会資料3.評価項目算定資料提出にあたっての留意点P22を参照してください。
⑫地域の守り手実績	統合管理業務の下請負契約書等の提出は必須か	元請が資料（様式第10-16号）で報告済みであれば、提出する必要はありません。
⑫地域の守り手実績	地域の守り手実績①の維持管理業務実績は、従来の路河川維持管理業務の実績は対象となると考えてよいのか。	そのとおりです。
⑫地域の守り手実績	「路河川維持管理業務又は除雪業務の取組実績」について、（様式第10-16号）は県のHPのどこに載っているか。また、下請け業者が10社以上になる場合は複数枚での提出でもよいのか。それとも行を詰めて1枚で作成した方がよいのか。	様式第10-16号については、県HPの以下のページの一番下の方に掲載しております。 業者数が多く1枚目に書き切れない場合は2枚目に書いていただければと思います。 http://www.pref.tochigi.lg.jp/h01/pref/nyuusatsu/koukyou/r021001yousiki.html
⑫地域の守り手実績	地域の守り手実績②の応急復旧工事実績は、どのようなものが対象となるのか。	応急対策業務の実施に関する協定に基づく応急復旧工事が対象となります。協定は、各業者と結ぶこともあれば、組合等と結ぶ場合もあります。
⑫地域の守り手実績	災害時等の応急対策業務の実施に関する協定に基づく協力者名簿に登録するにあたって何か条件はあるか	栃木県建設産業団体連合会への加盟が必要となります。
⑫地域の守り手実績	災害協定締結の有無について、日本建設業連合会が各県知事と締結した「災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書」は評価対象となるか。	対象となります。 ただし、協定書の写しに加え、（社）日本建設業連合会の法人会員として加入していることが確認できる書類の提出が必要となります。
⑭地域活動の実績	担い手確保の取組に関する実績はどのような実績をどう証明すれば良いか	担い手確保の取組とは「若手技術者確保のため建設業の魅力や役割を伝える取組」を指し、具体的には学校の総合学習への講師派遣や、児童・生徒を招いた現場見学会等を想定しています。 実績を証明する様式は説明会資料3.評価項目算定資料提出にあたっての留意点P34を参照してください。 なお、担い手確保の取組の実施場所は栃木県内外を問いません。
⑭地域活動の実績	担い手確保の取組について、一部取組み例が資料にありましたが、学校・自治会ごとの具体例がもう少しありましたら是非参考に致したくお教えます。	担い手確保の取組とは「若手技術者確保のため建設業の魅力や役割を伝える取組」を指します。説明会資料以外の事例では地域の安全・安心を守る防災講習会の開催や重機の搭乗体験を通じた建設業の役割についての講義等を想定しています。 いずれの場合も担い手確保を目的とした建設業のPR活動が含まれることが必要です。
⑭地域活動の実績	担い手確保の取組について、団体で講習会等を開催する場合、団体の制限等はあるか。例えば、地域の電設協会で講習会を開催して、学校側でそれを証明して頂き、電設協会の会員名簿一覧があればよいのか。	開催する団体に制限は特にありません。地域の電設協会でも問題はありません。学校側で証明していただき、その証明書に講習会に参加した業者の名簿を添付してください。（協会員全員が参加したのであれば、協会員名簿で問題ありません。） ただし、講習会の内容は、担い手確保を目的とした建設業のPR活動が含まれることが必要です。
⑭地域活動の実績	学校からの連絡を受け、学生の就職活動訪問の受け入れをしている。その際には会社説明の中で建設業のPRもしているが、担い手確保の実績の対象となるか。	学校からの依頼により無償で行ったものであれば、担い手確保の実績の対象となるので、学校に証明書の発行を依頼するようにしてください。
⑭地域活動の実績	学校からの依頼で、社員が学校に向いて講話をしている。講話の内容は、建設業界で働く楽しさ・楽しさ等であるが、担い手確保の実績の対象となるか。	学校からの依頼により無償で行ったものであれば、担い手確保の実績の対象となるので、学校に証明書の発行を依頼するようにしてください。
⑭地域活動の実績	担い手確保の取組について、地域の建設業者で作る団体で、小学校への出前講座として建設業界の仕事内容の紹介（PR）をした場合、様式第10-10号の作成に当たっては、参加した各企業が、当該団体に証明を受けるのか。	ご質問の場合、当該団体において様式第10-10号を作成し、小学校に証明を受けていただきます。各企業が提出する際は、その証明書の写しに加えて、当該団体が作成する出前講座に参加した業者の名簿を添付してください。（団員全員が参加したのであれば、団員名簿で問題ありません。）
⑭地域活動の実績	担い手確保の取組について、「学校教育法に基づく学校等」とあるが、相手方が保育所や幼稚園でも対象になるか。	対象となります。 「学校教育法に基づく学校等」の「等」とは、各種学校（学校教育法第134条）、保育所（児童福祉法第6条）、認定こども園（認定こども園法に基づき、各都道府県の条例で認定を受けているもの）等となります。

⑭地域活動の実績	⑤「担い手確保への取組実績」について、小学校に出向き「総合学習支援活動」を行った場合の様式10-10の書き方は、左上の（証明を依頼する相手方）様 が、実施した小学校名、右上の商号又は名称が、協会支部名、右下の証明者が、実施した小学校で、支部に加入しておりこの活動に参加した企業には、この証明の写しと参加者の名簿等の資料を添付するという考え方でよいか。	そのとおりです。
⑭地域活動の実績	「地元企業」が開催する「お祭り」に「協力企業団体」として重機の展示・搭乗体験等を実施した場合には、評価の対象となるのか。	担い手確保への取組実績の評価対象となる事業は「学校教育法に定める学校等」又は「自治会」の主催する事業です。今回は一企業が主催するお祭りなので、対象外と考えます。
⑭地域活動の実績	学校で担い手確保の取組を行った場合、実績証明をもらうがその学校が統廃合し、学校名が変更されている場合には、新しい学校名での証明をもらって構わないか。	統合されて新しい学校となったのであれば、統合後の新しい学校名での証明でよいと考えます。
⑮先進的取組への評価	建設キャリアアップシステムに登録した際に交付された登録完了のハガキを紛失してしまいました。建設キャリアアップシステムの事務局に確認したところ、再発行はできないとのこと。代わりとして、登録した際に「【建設キャリアアップシステム】事業者情報新規登録完了「事業者1D」のお知らせ」というメールをいただいているが、その写しを提出することで評価対象となるか。	対象となります。 当該メールでも、「建設キャリアアップシステム事業者情報登録完了のお知らせ」通知（登録完了のハガキ）と同じ内容が記載されており、事業者情報の登録が完了したことが確認できますので、評価いたします。 なお、HPに掲載の「評価項目算定資料提出にあたっての留意点」へもメールの写しでも評価する旨記載します。
⑭地域活動の実績	り災証明に関する実績は、従業員ではなく会社の役員でも評価されるか。（り災後の平成27年に役員として入社した者である。） また、証明書に記載されている住所から転移しているが、追加で提出する書類はあるか。併せて、り災証明申請書については提出理由を栃木県の総合評価落札方式の入札に必要な旨として改めて申請を出す必要があるか。	評価に必要な書類（り災証明の書類及び保険証の写し）が提出されれば役員でも評価します。また、移転している場合はそのことが確認できる住民票の写し等を添付してください。 なお、り災証明申請書については被災時に発行したもので評価し、改めての申請は不要です。
⑭地域活動の実績	東日本大震災による被災者の雇用について、既に転居しており、り災証明書の住所と異なっている。その場合、住民票の写しを併せて添付することで、転居前の住所が分かれば評価されるか。	そのとおりです。 住民票の写しがあれば、転居前の住所がり災証明書の住所と一致することが確認できるため、評価されます。
⑭地域活動の実績	就労支援実績の東日本大震災の被災者の雇用は、短期的雇用でも対象となるのか。	評価基準日現在で継続して雇用していることが必要です。
⑭地域活動の実績	就労支援実績の東日本大震災の被災者の雇用は、被災者だから雇用したわけではなく、雇用した者がたまたま被災者だった場合も対象となるのか。	被災証明書等があり、被災後に雇用したものであれば、対象となります。
⑭地域活動の実績	とちぎ夢大地応援団へは、栃木県に会社を置いていない場合でも加入できるのか。	加入は可能です。
⑭地域活動の実績	水防管理者、河川管理者、道路管理者から協力団体制度に基づく指定を受けている実績を評価とあるが、どうすれば指定を受けられるか。	【水防協力団体】 申請先は各市町が窓口となりますので、活動を予定する河川のある市町にお問い合わせください。 【河川協力団体】下記県HPをご確認ください http://www.pref.tochigi.lg.jp/h06/r1kyouryokudantai.html 【道路協力団体】下記国交省HPをご確認ください https://www.ktr.mlit.go.jp/utunomiya/utunomiya00528.html
⑭地域活動の実績	評価項目算定資料のうちインターンシップ実績証明書について、様式番号が現行の様式とずれているが、新しい番号の様式で証明を受け直す必要はあるか。その他の第3者機関に証明を受ける者についても、証明を受け直す必要があるか教えてください。	不要です。実績期間が評価できるものであれば、様式番号の新旧を問わず評価します。
⑭地域活動の実績	インターンシップによる学生の受け入れ実績において、実施場所について栃木県内外は問われるか。	実施場所について、栃木県内外は問われません。
⑭地域活動の実績	インターンシップ受入実績および担い手確保への取組実績の証明者は校長や学校等の代表者でなければ認められないか。 例えば、大学の場合、就職支援を担当する部署がインターンシップの窓口となっている場合は、その部署の長もしくはそれに準ずる役職の方が証明者として認められるか。	インターンシップや担い手確保の取組における学校等の証明書については、その学校等の代表者名（学長や校長等）の証明書を提出願います。
⑭地域活動の実績	日光杉並木オーナー契約証明願を申請するにあたり、オーナー契約締結後、合併等で会社の商号や所在地などが契約時と変わっている場合に、別途提出が必要な書類はあるか。	日光杉並木オーナー契約を結んだ後で、会社の商号が変わった場合には、杉並木オーナーの名称変更の手続きがあります。手続き後に証明願を申請するようにしてください。 名称変更の手続きについては、文化財課（028-623-3462）にお問い合わせください。
⑭地域活動の実績	日光杉並木オーナー制度実績について「オーナー契約をしている者」又は「代表取締役の個人名義でオーナー契約をしている」実績とあるが、前段の「オーナー契約をしている者」とは法人名義と解して宜しいか。	そのとおりです

⑭地域活動の実績	日光杉並木オーナー制度実績について、代表取締役のみならず、商業登記されている取締役や支配人でも対象に含まれるか。また、認められる場合は証憑資料として履歴事項全部証明書等の追加添付資料は必要か。	取締役及び支配人は対象者に含まれません。会社法第349条に規定する代表取締役の個人名義でオーナー契約したものに限りません。
⑭地域活動の実績	日光杉並木オーナー制度実績について、提出する「日光杉並木オーナー契約証明願（写し）」の有効期限はございますでしょうか（証明書日付が審査基準日3ヵ月以内でなければならない、等）。	証明日が評価基準日前1年以内であることが必要です。詳細は説明会資料3.評価項目算定資料提出にあたっての留意点P32、33を参照してください。
⑮先進的取組への評価	週休2日制工事実績およびICT活用工事実績は、発注工種以外の工事実績も対象となるのか	対象となります。
⑮先進的取組への評価	週休2日制工事、ICT活用工事の取組実績があるが、工事成績評定通知書に記載されていない。その場合は評価対象外となるのか。または別の添付資料をもって代えることが可能か。	取組実績があるにも関わらず工事成績評定通知書に印字されていない場合は、以下のとおり対応することとします。 ①平成31年2月7日以前に完了した工事 実績が印字されていない工事成績評定通知書の添付をもって提出資料に代えることができることとします。 ②平成31年2月7日以降に完了した工事 様式第10-11(週休2日)及び様式第10-12(ICT)により、発注所属長から証明書もらってください。 ただし、評価対象となる工事は、評価基準日前2年間に工事完成引渡し完了したものに限り、注意してください。
⑮先進的取組への評価	国発注工事の場合は、週休2日制適用工事における履行実績取組証の写しが必要とあるが、これは「完全週休2日取組認定証」(中部地整)や「週休2日工事履行証明書(ゴールド)」(近畿地整)でも代用出来るか。	ご指摘の資料の記載内容が「4週8休以上」を達成した実績を確認できるものであれば代用は可能です。 記載内容で確認ができない場合は様式第10-11号で発注者の証明を受けてください。
⑮先進的取組への評価	週休2日制適用工事の実績について、栃木県発注の工事は工事成績評定通知書で確認するとされているが、請負金額500万円未満の工事では、工事成績評定通知書が交付されない。 その場合、発注者である〇〇土木事務所に様式10-11号で証明をしてもらい、その写しを提出すれば良いか。	そのとおりです。 工事成績評定通知書が発行されないため、様式10-11号で発注者の証明を受けていただき、その写しを提出してください。
⑮先進的取組への評価	若手・女性技術者配置実績は、発注工種以外の工事実績も対象となるのか	対象となります。
⑮先進的取組への評価	若手・女性技術者実績について、「担当技術者」としての実績は含まれるか。また、実績として提出する工事は、発注工種以外の工種も対象となるか。	若手・女性技術者実績は主任技術者・監理技術者・現場代理人が対象となり、担当技術者は含まれません。 なお、上記技術者としての配置実績があれば発注工種以外の工種も対象となります。
⑮先進的取組への評価	若手技術者又は女性技術者の配置実績について、発注機関（国・県・市町）によって評価に違いはあるか	発注機関を問わず評価対象となります。 ただし、元請けとしての施工で対象工事の契約工期全般にわたり従事していることが原則です
⑮先進的取組への評価	建設キャリアアップシステムの導入実績は、事業所登録さえしてあれば技能者登録しなくても評価されるのか。	評価されます。